

高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災編 令和元年 8 月改定	高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災編 令和3年__月改定	

第 1 章 災害予防計画		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 節 災害予防と減災対策への取り組み（自助）		
(略)		
第 1 日常の予防活動		
(略)		
4 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒		
(1) 土砂災害 ア～イ (略) ウ 土砂災害ハザードマップ等による土砂災害危険箇所・避難所についての位置の把握 (略)		
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）		
(略)		
第 1 自主防災組織等の取り組み		
(略)		
3 事業所・企業等の取り組み		
(略)		
(2) 社会福祉施設等の取り組み (略) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 (略)		
第 2 自主防災組織等に対する支援等		
(略)		
1 自主防災組織等に対する支援等		
(1)～(3) (略) (略)		
2 関係機関との連携等		
(略)		
(3) 地域の防災拠点づくりの推進 市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携を図る情報伝達や活動の拠		

第 1 章 災害予防計画		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 節 災害予防と減災対策への取り組み（自助）		
(略)		
第 1 日常の予防活動		
(略)		
4 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒		
(1) 土砂災害 ア～イ (略) ウ 土砂災害ハザードマップ等による土砂災害危険箇所警戒区域・避難所についての位置の把握 (略)		
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）		
(略)		
第 1 自主防災組織等の取り組み		
(略)		
3 事業所・企業等の取り組み		
(略)		
(2) 社会福祉施設等の取り組み (略) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 (略)		
第 2 自主防災組織等に対する支援等		
(略)		
1 自主防災組織等に対する支援等		
(1)～(3) (略) (4) 地区防災計画の策定 市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。		
2 関係機関との連携等		
(略)		
(3) 地域の防災拠点づくりの推進 市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携を図る情報伝達や活動の拠		

点として連携する。	点として連携する。	
(略)	<u>また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正
	(略)	
第 3 節 防災知識の普及及び訓練	第 3 節 防災知識の普及及び訓練	
(略)	(略)	
避難準備・高齢者等避難開始の発令による余裕をもった避難活動や、ラジオ、テレビなどからの積極的な情報収集、過去の災害教訓の伝承、また屋根や塀の補強など事前の取り組みを行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。	避難準備 ・高齢者等避難 開始 の発令による余裕をもった避難活動や、ラジオ、テレビなどからの積極的な情報収集、過去の災害教訓の伝承、また屋根や塀の補強など事前の取り組みを行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。	災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)	(略)	
第 3 業務継続計画（BCP）の策定	第 3 業務継続計画（BCP）の策定	
(略)	(略)	
また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	また、躊躇なく避難 勧告 <u>指示</u> 等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)	<u>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u>	県地域防災計画の改訂に伴う修正
	(略)	
第 4 節 災害に強いまちづくり	第 4 節 災害に強いまちづくり	
(略)	(略)	
第 1 災害に強いまちづくり	第 1 災害に強いまちづくり	
(略)	(略)	
2 風水害に強いまちづくり	2 風水害に強いまちづくり	
(略)	(略)	
(1) 水害に強いまちづくり	(1) 水害に強いまちづくり	
市は、宅地等浸水危険箇所及び土砂災害危険箇所等を公表し、災害の未然防止を図るとともに総合的な治水・砂防対策の推進を図る。また、市域の防災性向上のために、街路、公園、緑地等の計画的な配置により防災安全空間の確保を図る。	市は、宅地等浸水 危険箇所 <u>想定区域</u> 及び土砂災害 危険箇所 <u>警戒区域</u> 等を公表し、災害の未然防止を図るとともに総合的な治水・砂防対策の推進を図る。また、市域の防災性向上のために、街路、公園、緑地等の計画的な配置により防災安全空間の確保を図る。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
(略)	(略)	
第 3 代替性を備えた緊急通行確保路線の確保	第 3 代替性を備えた緊急通行確保路線の確保	
(略)	(略)	
1 緊急通行確保路線	1 緊急通行確保路線	
(略)	(略)	
〔業務の範囲〕	〔業務の範囲〕	
ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は指示に関すること	ア 警報の発 令 <u>表</u> 及び伝達並びに避難 勧告 <u>又は</u> 指示に関すること	災害対策基本法の改正に伴う修正
イ～ケ (略)	イ～ケ (略)	

(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 6 節 防災機関における通信手段の確保		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、防災行政無線、衛星携帯電話など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する。		
第 1 通信設備の整備等		
(略)		
4 その他通信設備の整備		
(1) 衛星携帯電話の配備 災害発生時における国や県との迅速な連絡のため、災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星携帯電話を配備し、被災地との情報連絡手段の確保に努める。		
(略)		
(8) その他 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。		
(略)		
第 2 各主体の役割		
(略)		
3 市		
ア (略)		
イ 衛星携帯電話の配備		
ウ～ケ (略)		
(略)		
第 8 節 避難所事前対策		
(略)		
第 1 避難所の指定等		
1 地域の危険に関する情報の事前周知 ア～イ (略)		
(略)		
2 避難所の設置基準		
(略)		
(1) 指定緊急避難場所		

(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 6 節 防災機関における通信手段の確保		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、防災行政無線、衛星携帯電話通信など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する。		
第 1 通信設備の整備等		
(略)		
4 その他通信設備の整備		
(1) 衛星携帯電話通信の配備 災害発生時における国や県との迅速な連絡のため、災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星携帯電話通信を配備し、被災地との情報連絡手段の確保に努める。		
(略)		
(8) その他 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。		
(略)		
第 2 各主体の役割		
(略)		
3 市		
ア (略)		
イ 衛星携帯電話通信の配備		
ウ～ケ (略)		
(略)		
第 8 節 避難所事前対策		
(略)		
第 1 避難所の指定等		
1 地域の危険に関する情報の事前周知 ア～イ (略)		
<u>ウ 感染症等の感染拡大を踏まえ、避難者の過密抑制などの感染症対策のため、ホテル・旅館や安全な親戚知人宅などに分散して避難することについて、平時からの周知を図る。</u>		
(略)		
2 避難所の設置基準		
(略)		
(1) 指定緊急避難場所		

(略) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 (略) 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 ア～イ (略) ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 エ～オ (略) (略) 8 要配慮者等に対する配慮 ア～カ (略)	(略) 市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 (略) 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 ア～イ (略) ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、<u>マスク</u>、<u>消毒液</u>等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 エ～オ (略) (略) 8 要配慮者等に対する配慮 ア～カ (略) <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める</u>	災害対策基本法の改正に伴う修正
第 10 節 要配慮者の安全確保 (略) 第 1 要配慮者の支援体制の構築 (略) 4 市の取り組み (略) (2) 情報伝達体制の整備 避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報や要配慮者関連施設への避難勧告等の情報については、要配慮者やその支援者に迅速かつ正確に提供できるよう、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてＣＡＴＶ、コミュニティＦＭに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接ＦＡＸ又は電子メールにより情報伝達する。 (略) 第 13 節 医療救護体制の整備 (略) 第 2 災害時における医療体制 (略) 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保	第 10 節 要配慮者の安全確保 (略) 第 1 要配慮者の支援体制の構築 (略) 4 市の取り組み (略) (2) 情報伝達体制の整備 避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報や要配慮者関連施設への避難勧告指示等の情報については、要配慮者やその支援者に迅速かつ正確に提供できるよう、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてＣＡＴＶ、コミュニティＦＭに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接ＦＡＸ又は電子メールにより情報伝達する。 (略) 第 13 節 医療救護体制の整備 (略) 第 2 災害時における医療体制 (略) 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保	県地域防災計画の改訂に伴う修正
		災害対策基本法の改正に伴う修正

(略) なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。 (略)	(略) なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。 (略)	
第 16 節 土砂災害予防	第 16 節 土砂災害予防	県の協定の締結
(略) <対策の方針（達成目標）> (略) また、市は、土砂災害危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。	(略) <対策の方針（達成目標）> (略) また、市は、土砂災害危険箇所警戒区域、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 1 土砂災害予防に関する取り組み	第 1 土砂災害予防に関する取り組み	
1 土砂災害警戒区域等の指定及び措置 (略) (3) 土砂災害特別警戒区域における措置 ア (略) イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を行う。 ウ～エ (略) (略) 4 安全対策の推進 ア～イ (略) ウ 県は、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制 (3)～(4) (略) エ (略) オ～サ (略) (略)	1 土砂災害警戒区域等の指定及び措置 (略) (3) 土砂災害特別警戒区域における措置 ア (略) イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制<u>を踏まえた安全確保の推進</u>を行う。 ウ～エ (略) (略) 4 安全対策の推進 ア～イ (略) ウ 県は、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制<u>を踏まえた安全確保の推進</u> (3)～(4) (略) エ (略) オ～サ (略) (略)	県地域防災計画の改訂に伴う修正
第 2 各主体の役割	第 2 各主体の役割	
1 市民 ア (略) イ 土砂災害危険箇所、避難路、避難所の把握 ウ (略) (略) 3 市の役割 ア～イ (略) ウ 市民への土砂災害危険箇所等の事前周知、啓発活動の推進	1 市民 ア (略) イ 土砂災害危険箇所警戒区域、避難路、避難所の把握 ウ (略) (略) 3 市の役割 ア～イ (略) ウ 市民への土砂災害危険箇所警戒区域等の事前周知、啓発活動の推進	県地域防災計画の改訂に伴う修正

エ〜キ（略）		県地域防災計画の改訂に伴う修正
（略）		
第 17 節 河川・海岸災害予防		
（略）		
＜対策の方針（達成目標）＞ （略） また、市は、洪水ハザードマップの作成、配布等により浸水危険箇所を住民へ周知する。		
第 1 施設の整備		
（略）		
3 洪水への減災対策		
(1)〜(3)（略）		
(4) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備		
市は、要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、特別警戒水位到達情報を防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオを用い伝達する。		
（略）		
4 高潮等への防災・減災対策		
ア〜エ（略）		
5 災害に強い海岸の整備		
ア（略）		
イ 海岸保全施設の整備		
高潮や海岸浸食等による被害を防止するため、護岸工や消波ブロックの設置等、海岸保全施設の整備促進を図る。		
（略）		
第 2 体制の整備		
（略）		
4 要配慮者に対する配慮		
（略）		
エ〜キ（略）		
（略）		
第 17 節 河川・海岸災害予防		
（略）		
＜対策の方針（達成目標）＞ （略） また、市は、洪水ハザードマップの作成、配布等により浸水危険箇所想定区域を住民へ周知する。		
第 1 施設の整備		
（略）		
3 洪水への減災対策		
(1)〜(3)（略）		
(4) 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備		
市は、地下街等及び要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、特別警戒水位到達情報を防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオを用い伝達する。		
（略）		
4 高潮等への防災・減災対策		
ア〜エ（略）		
オ 耐波性能の照査及び既存施設の補強推進		
5 災害に強い海岸の整備		
ア（略）		
イ 海岸保全施設の整備		
高潮や海岸浸食等による被害を防止するため、護岸溪流保全工や消波ブロックの設置等、海岸保全施設の整備促進を図る。		
（略）		
第 2 体制の整備		
（略）		
4 要配慮者に対する配慮		
（略）		
5 地下街等の利用者に対する配慮		
ア 市は、風水害発生時に配慮した施設の整備を行う。		
イ 市は、地下街等の利用者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。		
ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画を作成し、市へ報告するとともに、公表しなければ		

		<u>ならない。さらに、自衛水防組織を置くものとし、自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市へ報告する。</u>	
		<u>なお、市は、地下街等の避難確保・浸水防止に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u>	
		<u>エ 地下街等の所有者又は管理者は、この計画に基づき、避難訓練を実施するほか、職員、利用者等が、日頃より計画内容を確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。</u>	
		<u>オ 市は、所有者又は管理者に水害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保・浸水防止計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない所有者又は管理者に、期限を定めて作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。</u>	
<u>5 出水期の対応</u>			
		(略)	
<u>6 危険区域の広報</u>			
		(略)	
第 21 節 鉄道等の風水害対策			
【実施機関】 (略)			
【市】 総務部、市民生活部、福岡総合行政センター		【市】 総務部、 市民生活部、福岡総合行政センター 市長政策部	
		(略)	
第 23 節 ライフライン強化対策（電話）			
【実施機関】 (略)、ソフトバンクモバイル株式会社		【実施機関】 (略)、ソフトバンク モバイル 株式会社	
【市】 (略)		【市】 (略)	
		(略)	
第 24 節 ライフライン強化対策（電力）			
【実施機関】 北陸電力株式会社		【実施機関】 北陸電力株式会社、 <u>北陸電力送配電株式会社</u>	
【市】 (略)		【市】 (略)	
		(略)	
<対策の方針（達成目標）> 北陸電力株式会社は、電力設備の各設備に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。		<対策の方針（達成目標）> 北陸電力株式会社高岡支店<u>及び北陸電力送配電富山支社</u>は、電力設備の各設備に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。	
		(略)	
第 32 節 廃棄物処理体制の整備			
【市】 (略)		【市】 (略)	
【関係機関】 (略)、社団法人富山県産業廃棄物協会、(略)		【関係機関】 (略)、社団法人富山県産業 廃棄物 資源循環協会、(略)	

機構改変に伴う修正	
商号変更	
分社化のため	
分社化のため	
組織名改称のため	

(略)		(略)		組織名改称のため
第 1 計画の策定等		第 1 計画の策定等		
(略)		(略)		
4 関係機関の取り組み		4 関係機関の取り組み		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 社団法人富山県産業廃棄物協会 ア～イ (略)		(2) 社団法人富山県産業廃棄物資源循環協会 ア～イ (略)		
(3) ～(4) (略)		(3) ～(4) (略)		
(略)		(略)		
第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保		第 33 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保		
(略)		(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正
＜対策の方針（達成目標）＞ 市民（各家庭、企業等事業所、学校等）は、災害発生から、物流の復活が見込まれる 3 日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、自らの備蓄で賄う。 市は県と連携し、備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を、各小学校への分散備蓄を進めるとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間団体と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、または、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。 災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。		＜対策の方針（達成目標）＞ 市民（各家庭、企業等事業所、学校等）は、災害発生から、物流の復活が見込まれる 3 日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、自らの備蓄で賄う。 市は県と連携し、備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を、各小学校への分散備蓄を進めるとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間団体と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、または、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。<u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> 災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。		
第 1 体制の整備		第 1 体制の整備		
1 市民の取り組み		1 市民の取り組み		
ア～エ (略) オ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。 (略)		ア～エ (略) <u>オ 自動車へのこまめな満タン給油</u> <u>カ</u> その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。 (略)		
4 市の取り組み		4 市の取り組み		県地域防災計画の改訂に伴う修正
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 備蓄に関する住民への普及啓発 ア～イ (略)		(2) 備蓄に関する住民への普及啓発 ア～イ (略) <u>ウ 感染症対策として有効である、マスク、消毒液、その他災害時に必要な物資の備蓄を奨励</u>		

（略）

第 2 備蓄の実施

1 備蓄箇所

（略）

内容、種別	備蓄箇所
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター
分散備蓄	各校下の拠点避難所である 2 7 小学校

（略）

第 35 節 文化財の保護対策

（略）

第 1 文化財保護のための予防対策

（略）

3 市の取り組み

（1）（略）

（2）指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

（略）

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部の組織・運営

（略）

発災前後の対応（タイムスケジュール）

（略）	
避難準備・高齢者等避難開始	（略）
避難勧告	（略）
避難指示（緊急）	災害対策本部の設置
（略）	
避難勧告等解除	

災害対策本部会議の確認協議事項

避難勧告・指示	被害発生中	被害発生中(規模拡大)
（略）		
○情報提供・伝達		
（略）	（略）	（略）
・避難勧告・指示（緊急）		

（略）

第 2 備蓄の実施

1 備蓄箇所

（略）

内容、種別	備蓄箇所
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 旧伏木業務所 、防災センター
分散備蓄	各校下の拠点避難所である 2 7 小学校

（略）

第 35 節 文化財の保護対策

（略）

第 1 文化財保護のための予防対策

（略）

3 市の取り組み

（1）（略）

（2）指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財及び伝統的建造物

（略）

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部の組織・運営

（略）

発災前後の対応（タイムスケジュール）

（略）	
避難準備 ・高齢者等避難 開始	（略）
避難 勧告 指示	（略）
避難指示（緊急）	災害対策本部の設置
（略）	
避難 勧告 指示 等解除	

災害対策本部会議の確認協議事項

避難 勧告 ・指示	被害発生中	被害発生中(規模拡大)
（略）		
○情報提供・伝達		
（略）	（略）	（略）
・避難 勧告 ・指示 （緊急）		

（略）

現状に合わせた修正

「伝統的建造物群の耐震化の手続き」が新たに策定されることに伴う追記

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

【 7 節】 (略)			【 7 節】 (略)			災害対策基本法の改正に伴う修正																																																			
(略)			(略)																																																						
第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準			第 2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準																																																						
1 災害対策本部等の設置			1 災害対策本部等の設置			災害対策基本法の改正に伴う修正																																																			
(略)			(略)																																																						
(1) 災害対策本部の設置基準			(1) 災害対策本部の設置基準																																																						
ア 市域もしくは相互応援協定先において大規模な風水害や土砂災害、雪害等の発生の恐れがある場合で、避難勧告等を発表・発令すると見込まれる場合			ア 市域もしくは相互応援協定先において大規模な風水害や土砂災害、雪害等の発生の恐れがある場合で、避難 勧告 <u>指示</u> 等を発表・発令すると見込まれる場合			機構改変に伴う修正																																																			
イ～エ (略)			イ～エ (略)																																																						
(略)			(略)																																																						
高岡市災害対策本部等組織			高岡市災害対策本部等組織																																																						
高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 総務課危機管理室 - 都市経営課 - 財政課 - 広報統計課 - 総務課 - 人事課 - 土木維持課 - 消防本部警防課 - 教育委員会総務課 <table><tr><td>市長政策部</td><td>市長政策部長</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>産業振興部長</td></tr><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>福祉保健部長</td></tr><tr><td>都市創造部</td><td>都市創造部長</td></tr><tr><td>福岡分庁舎部</td><td>福岡総合行政センター所長</td></tr><tr><td>消防部</td><td>消防長</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育長</td></tr><tr><td>医療部</td><td>市民病院事務局長</td></tr><tr><td>協力部</td><td>議会事務局 監査委員会事務局</td></tr><tr><td>経理部</td><td>会計管理者</td></tr></table> 本部連絡員（各部局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等			市長政策部	市長政策部長	総務部	総務部長	産業振興部	産業振興部長	市民生活部	市民生活部長	福祉保健部	福祉保健部長	都市創造部	都市創造部長	福岡分庁舎部	福岡総合行政センター所長	消防部	消防長	上下水道部	上下水道事業管理者	教育部	教育長	医療部	市民病院事務局長	協力部	議会事務局 監査委員会事務局	経理部	会計管理者	高岡市災害対策本部員会議 災害対策本部 本部長 市長 副本部長 副市長 本部事務局 - 総務課危機管理室 - 都市経営課 - 財政課 広報統計課秘書課広報広聴室 - 情報政策課 - 総務課 - 人事課 - 土木維持課都市計画課 - 消防本部警防課 - 教育委員会教育総務課 - 管財契約課 - 農業水産課 - 社会福祉課 - 高齢介護課 - 上下水道局総務課 - 生涯学習・スポーツ課 <table><tr><td>市長政策部</td><td>市長政策部長</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務部長</td></tr><tr><td>産業振興部</td><td>産業振興部長</td></tr><tr><td>市民生活部</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>福祉保健部</td><td>福祉保健部長</td></tr><tr><td>都市創造部</td><td>都市創造部長</td></tr><tr><td>福岡分庁舎部</td><td>福岡総合行政センター所長</td></tr><tr><td>消防部</td><td>消防長</td></tr><tr><td>上下水道部</td><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育長</td></tr><tr><td>医療部</td><td>市民病院事務局長</td></tr><tr><td>協力部</td><td>議会事務局 監査委員会事務局</td></tr><tr><td>経理部</td><td>会計管理者</td></tr></table> 本部連絡員（各部局主管課長） 災害対策本部長が命じた本部の職員（各担当部課） 医師会、自衛隊、警察、県職員、ライフライン機関等			市長政策部	市長政策部長	総務部	総務部長	産業振興部	産業振興部長	市民生活部	市民生活部長	福祉保健部	福祉保健部長	都市創造部	都市創造部長	福岡分庁舎部	福岡総合行政センター所長	消防部	消防長	上下水道部	上下水道事業管理者	教育部	教育長	医療部	市民病院事務局長	協力部	議会事務局 監査委員会事務局	経理部	会計管理者
市長政策部	市長政策部長																																																								
総務部	総務部長																																																								
産業振興部	産業振興部長																																																								
市民生活部	市民生活部長																																																								
福祉保健部	福祉保健部長																																																								
都市創造部	都市創造部長																																																								
福岡分庁舎部	福岡総合行政センター所長																																																								
消防部	消防長																																																								
上下水道部	上下水道事業管理者																																																								
教育部	教育長																																																								
医療部	市民病院事務局長																																																								
協力部	議会事務局 監査委員会事務局																																																								
経理部	会計管理者																																																								
市長政策部	市長政策部長																																																								
総務部	総務部長																																																								
産業振興部	産業振興部長																																																								
市民生活部	市民生活部長																																																								
福祉保健部	福祉保健部長																																																								
都市創造部	都市創造部長																																																								
福岡分庁舎部	福岡総合行政センター所長																																																								
消防部	消防長																																																								
上下水道部	上下水道事業管理者																																																								
教育部	教育長																																																								
医療部	市民病院事務局長																																																								
協力部	議会事務局 監査委員会事務局																																																								
経理部	会計管理者																																																								
(略)						機構改変に伴う修正																																																			
(修正した節のみ記載)																																																									

11

3 災害対策本部等の組織及び運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理室、都市経営課、財政課、広報統計課、情報政策課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会総務課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。	3 災害対策本部等の組織及び運営 本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。 なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理室、都市経営課、財政課、広報統計課<u>広報広聴室</u>、情報政策課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会<u>教育</u>総務課、<u>管財契約課、農業水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課</u>を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。	記載の適正化																				
第2節 防災関係機関の相互協力体制 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>国・県への確な避難勧告等の助言と要請</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略) 第1 業務の内容 (略) 9 受入体制 (1) (略) (2) 受入体制の確立 国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。 (略)	(略)		避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告	国・県への確な避難勧告等の助言と要請	避難指示（緊急）		(略)		第2節 防災関係機関の相互協力体制 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告指示</td><td>国・県への確な避難勧告指示等の助言と要請</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略) 第1 業務の内容 (略) 9 受入体制 (1) (略) (2) 受入体制の確立 国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。 <u>また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。</u> <u>県及び市は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (略)	(略)		避難準備 ・高齢者等避難 開始		避難 勧告指示	国・県への確な避難 勧告指示 等の助言と要請	避難指示（緊急）		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)																						
避難準備・高齢者等避難開始																						
避難勧告	国・県への確な避難勧告等の助言と要請																					
避難指示（緊急）																						
(略)																						
(略)																						
避難準備 ・高齢者等避難 開始																						
避難 勧告指示	国・県への確な避難 勧告指示 等の助言と要請																					
避難指示（緊急）																						
(略)																						
第3節 自衛隊派遣の要請・受入体制 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr></table>	(略)		避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告		第3節 自衛隊派遣の要請・受入体制 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告指示</td><td></td></tr></table>	(略)		避難準備 ・高齢者等避難 開始		避難 勧告指示		災害対策基本法の改正に伴う修正								
(略)																						
避難準備・高齢者等避難開始																						
避難勧告																						
(略)																						
避難準備 ・高齢者等避難 開始																						
避難 勧告指示																						

	伝達先・伝達手段		市担当部署	記載の適正化
	(略)			
	②広報車	広報車	広報統計課	
		(略)		
	(略)			
	⑦インターネット	HP、携帯HP、ツイッター等	広報統計課 情報政策課 総務課（危機管理室）	
	⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報統計課	
		ラジオ局	広報統計課	
	⑨その他	防災情報メール配信、緊急速報メール、Lアラート、一斉FAX登録者（要配慮者施設）	広報統計課 情報政策課 総務課（危機管理室）	
	(略)			
第5節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達				
(略)				災害対策基本法の改正に伴う修正
市は、避難勧告等の発令を5段階の警戒レベルとして区分し、市民の避難判断等を支援する。				
また、国及び県は、避難勧告等の発令基準となる防災気象情報を警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。				
(略)				
発災前後の対応（タイムスケジュール）（洪水）				
(略)				
警戒レベル3	はん濫警戒情報（庄川・小矢部川）の発表			
避難準備・高齢者等避難開始の発令	避難判断水位水位(千保川・祖父川・岸渡川)を観測 避難所開設の伝達			
第5節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達				
(略)				
市は、避難 勧告 <u>指示</u> 等の発令を5段階の警戒レベルとして区分し、市民の避難判断等を支援する。				
また、国及び県は、避難 勧告 <u>指示</u> 等の発令基準となる防災気象情報を警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。				
(略)				
発災前後の対応（タイムスケジュール）（洪水）				
(略)				
警戒レベル3	はん濫警戒情報（庄川・小矢部川）の発表			
避難準備 ・高齢者等避難 開始 の発令	避難判断水位水位(千保川・祖父川・岸渡川・ <u>和田川・横江宮川・子撫川</u>)を観測			

警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）の発令	はん濫危険情報の発表（庄川・小矢部川）の発表 はん濫危険水位(千保川・祖父川・岸渡川)の観測 避難所開設の伝達	警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）の発令	避難所開設の伝達	はん濫危険情報の発表（庄川・小矢部川）の発表 はん濫危険水位(千保川・祖父川・岸渡川・<u>和田川・横江宮川・子撫川</u>)の観測 避難所開設の伝達	特別警報の発表 はん濫発生情報の発表（庄川・小矢部川） はん濫発生(千保川・祖父川・岸渡川)<u>・和田川・横江宮川・子撫川</u>)の観測 避難所開設の伝達		
	警戒レベル5 災害発生情報の発令		（略）				
	（略）						
	（略）						
第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準							
（略）							
1 注意報の種類及び発表基準							
大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、高岡市に発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）を用いる場合がある。							
大雨や強風等の気象現象によって、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。<u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。</u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称（西部北）を用いる場合がある。							

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

(1) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在
発表官署 富山地方気象台

高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部北	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 115
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=12.3, 千保川流域=8.2, 祖父川流域=6.9, 中川流域=4.5, 岸渡川流域=7.1, 子撫川流域=10
		複合基準*1	小矢部川流域=(8, 37.5), 和田川流域=(8, 11.2), 千保川流域=(14, 7.3)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=9.8, 千保川流域=6.5, 祖父川流域=5.5, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.6, 子撫川流域=8
		複合基準*1	小矢部川流域=(8, 33.3), 和田川流域=(8, 9.8), 千保川流域=(5, 5.7)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雪	落雪等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

3 火災気象通報の基準並びに火災警報の発令基準

(1) 火災気象通報

富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は直ちに同法第 22 条第 2 項の規定により市長に通報する。通報基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。

(~~1-ア~~) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(~~2-イ~~) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 富山地方気象台

高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部北	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 120
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=7.7, 千保川流域=8.6, 祖父川流域=5.5, 中川流域=4.6, 岸渡川流域=6.4, 子撫川流域=10.3
		複合基準*1	和田川流域=(8, 6.9), 千保川流域=(8, 7.7)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
注意報	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	和田川流域=6.1, 千保川流域=6.8, 祖父川流域=4.4, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.1, 子撫川流域=8.2
		複合基準*1	和田川流域=(5, 6.1), 千保川流域=(5, 6.6)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

3 火災気象通報の基準並びに火災警報の発令基準

(1) 火災気象通報

富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は直ちに同法第 22 条第 2 項の規定により市長に通報する。~~通報基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。~~

県地域防災計画の改訂に伴う修正

時点修正

「火災気象業務に関する協定に基づく実施細目」の改正に伴う修正

第 7 節 広 報 ・ 広 聴 活 動	
(略)	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
避難準備・高齢者等避難開始	避難準備・高齢者等避難開始発表の呼びかけ
避難勧告	避難勧告発令の呼びかけ
避難指示（緊急）	避難指示（緊急）発令の呼びかけ
(略)	
避難勧告等解除	避難勧告等解除の呼びかけ 被災相談に関する情報提供
(略)	

第 8 節 自 分 と 家 族 を 守 る 応 急 対 策	
(略)	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
避難準備・高齢者等避難開始	(略)
避難勧告	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定緊急避難 場所への避難の開始
避難指示（緊急）	(略)
(略)	
第 9 節 住 民 等 避 難 対 策	
(略)	
市民の安全を確保するために、避難勧告等については、結果的に災害が発生しない「空振り」となることを恐れず、災害発生の可能性が少しでもある場合には避難勧告を発令することを基本とする。	
<対策の方針（達成目標）> 市は、迅速かつ的確な避難準備・高齢者等避難開始等の提供と情報伝達体制を確立し、速やかな避難所の開設を行い住民の安全を確保する。 また、住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）は、予め明確化した基準により迅速、的確に行う。なお、公共交通機関の停止時など、多くの帰宅困難者の発生に備え、県と連携し、予め民間企業と協定を締結するなど帰宅困難者への対応を図る。 市民は、日頃身につけた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努める。	

第 7 節 広 報 ・ 広 聴 活 動	
(略)	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
避難準備・ 高齢者等避難 開始	避難準備・ 高齢者等避難 開始 発表の呼びかけ
避難勧告	避難勧告発令の呼びかけ
避難指示 （緊急）	避難指示 （緊急） 発令の呼びかけ
(略)	
避難 勧告指示 等解除	避難 勧告指示 等解除の呼びかけ 被災相談に関する情報提供
(略)	

第 8 節 自 分 と 家 族 を 守 る 応 急 対 策	
(略)	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~	(略)
~~避難勧告~~	~~自分や家族は、避難所へ避難~~ ~~近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定緊急避難~~ ~~場所への避難の開始~~
避難指示 ~~（緊急）~~	(略)
(略)	
第 9 節 住 民 等 避 難 対 策	
(略)	
市民の安全を確保するために、避難~~勧告指示~~等については、結果的に災害が発生しない「空振り」となることを恐れず、災害発生の可能性が少しでもある場合には避難~~勧告指示~~を発令することを基本とする。	
<対策の方針（達成目標）> 市は、迅速かつ的確な~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~等の提供と情報伝達体制を確立し、速やかな避難所の開設を行い住民の安全を確保する。 また、住民に対する~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~、~~避難勧告又は~~避難指示 ~~（緊急）~~ は、予め明確化した基準により迅速、的確に行う。なお、公共交通機関の停止時など、多くの帰宅困難者の発生に備え、県と連携し、予め民間企業と協定を締結するなど帰宅困難者への対応を図る。 市民は、日頃身につけた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努める。	

発災前後の対応（タイムスケジュール）				発災前後の対応（タイムスケジュール）				災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始		(略)		避難準備・ 高齢者等避難 開始		(略)		
避難勧告		住民避難		避難勧告		住民避難		
避難指示（緊急）		(略)		避難指示（緊急）		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)				(略)				
第 1 避難勧告・避難指示（緊急）の発令								
1 避難情報の実施者								災害対策基本法の改正に伴う修正
災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告及び避難指示（緊急）をする。								
また、市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。								
なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。								災害対策基本法の改正に伴う修正
また、避難指示（緊急）等の発令に当たっては、専門的・技術的な知見が必要となるケースがしばしばあることから、市長から指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長(地方気象台等)又は富山県知事へ当該避難指示（緊急）等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求め、指定行政機関の長等は応答義務により支援を行う。								
	実施責任者	措置	実施の基準		実施責任者	措置	実施の基準	
避難準備・高齢者等避難開始	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	避難準備・ 高齢者等避難 開始	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	災害対策基本法の改正に伴う修正
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。	避難勧告指 示	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの勧告及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。	
避難の指示等	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。	避難の指示等	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示及び 立退き先の指示	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。	
		災害発生情報の伝達	災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。			災害発生情報緊急安全確保 の伝達	災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。	
(略)				(略)				災害対策基本法の改正に伴う修正
市は、住民主体の避難行動を支援するため、避難勧告等の発令時には、それに対応する警戒レ								

ベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難勧告を基本とし、避難指示（緊急）については、必ず発令するものではなく、緊急時にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとする。

なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

また、市は、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難勧告又は避難の指示等を行った場合、速やかに県知事へ報告するものとする。

警戒レベル （発令主体）	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 5 （市）	災害発生情報	（略）
警戒レベル 4 （市）	避難指示（緊急）	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
	避難勧告	（略）
警戒レベル 3 （市）	避難準備・高齢者等避難開始	（略）
（略）	（略）	（略）

※ 災害発生のおそれの高まりに応じて市民等がとるべき行動と当該行動を市民等に促す情報とを関連付けるもの（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる。）

2避難勧告・指示（緊急）等の基準

(1)避難勧告等の発令時の状況と住民に求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高 齢 者 等 避難開始	（略）	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	（略）	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 （緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直

戒レベル（※）や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難~~勧告指示~~を基本とし、~~避難指示（緊急）については、必ず発令するものではなく、緊急時にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとする。~~

なお、災害発生情報緊急安全確保は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

また、市は、~~避難準備・~~高齢者等避難~~開始~~の発令、~~避難勧告~~又は避難の指示等を行った場合、速やかに県知事へ報告するものとする。

警戒レベル （発令主体）	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 5 （市）	<u>災害発生情報緊急安全確保</u>	（略）
警戒レベル 4 （市）	避難指示（緊急）	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
	<u>避難勧告指示</u>	（略）
警戒レベル 3 （市）	避難準備・ 高齢者等避難 開始	（略）
（略）	（略）	（略）

※ 災害発生のおそれの高まりに応じて市民等がとるべき行動と当該行動を市民等に促す情報とを関連付けるもの（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる。）

2避難~~勧告・指示（緊急）~~等の基準

(1)避難~~勧告指示~~等の発令時の状況と住民に求める行動

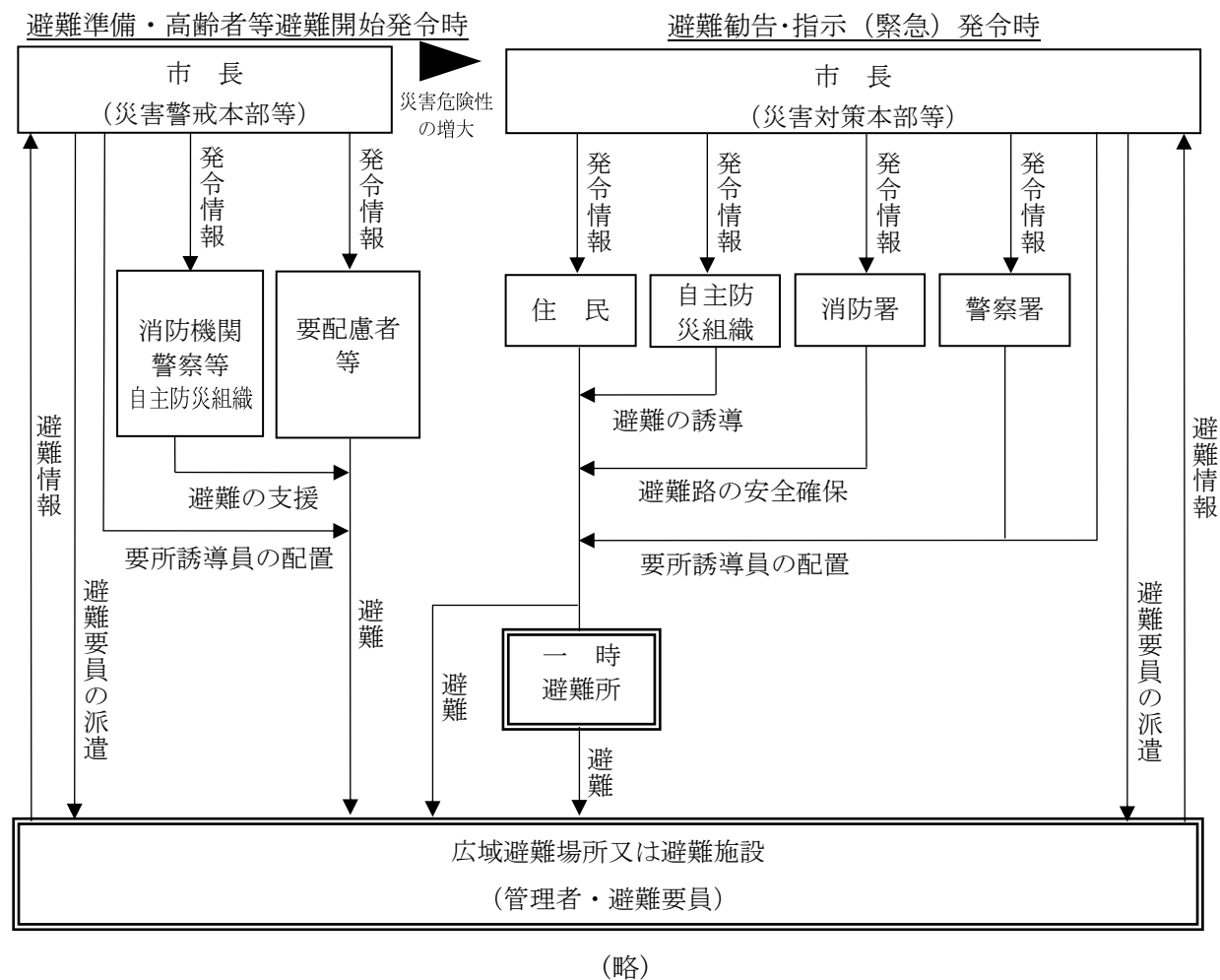
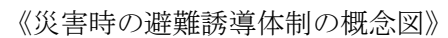
<u>【警戒レベ ル】避難情報</u>	発令時の状況	住民に求める行動
<u>【警戒レベル 3】避難 準備・高齢 者等避難開 始</u>	（略）	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 <u>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</u>

災害対策基本法の改正に伴う修正

		・ 人的被害の発生した状況 ・ 特別警報の発表		【警戒レベル4】避難勧告指示	(略) ・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
			避難指示 （緊急）【警戒レベル5】 <u>緊急安全確保</u>	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 <u>・ 災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況</u>	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 <u>・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>
3 避難情報の発令 (略) ① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）			3 避難情報の発令 (略) ① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）		
			【警戒レベル】 避難情報	庄川	小矢部川
者等避難開始			【レベル3】 高齢者等避難	・ 庄川はん濫警戒情報が発表された時 （大門水位観測所の水位が7.40m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき ・ 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。	・ 小矢部川はん濫警戒情報が発表された時 （長江水位観測所の水位が6.90m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。 ・ 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。
避難勧告			【レベル4】 避難指示	・ 庄川はん濫危険情報が発表された時 （大門水位観測所の水位が7.70m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。 ・ 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。	・ 小矢部川はん濫危険情報が発表された時 （長江水位観測所の水位が7.30m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。 ・ 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・ 夜間、明け方に台風等が通過するとき。
息			【レベル5】 緊急安全確保	・ 水位予測により、水位が堤防天端を超えると予想されるとき。 ・ 庄川又は小矢部川はん濫発生情報が発表されたとき。 ・ 破堤・越水を確認したとき。 ・ 大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。	
			(略)	(略)	
② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川） 水位周知河川については、水位が予測できないため、現地状況等を含めた総合的な判断により避難勧告等の発令を行う。なお、避難勧告の発令・伝達・避難までの時間的余裕が無いことが想定されるため、ハザードマップや避難勧告基準など日頃から周知を行い、自主避難を促すよう努める。			② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、<u>和田川、横江宮川、子撫川</u>） 水位周知河川については、水位が予測できないため、現地状況等を含めた総合的な判断により避難勧告指示等の発令を行う。なお、避難勧告指示の発令・伝達・避難までの時間的余裕が無いことが想定されるため、ハザードマップや避難勧告指示基準など日頃から周知を行い、自主避難を促すよう努め		
			災害対策基本法の改正に伴う修正 記載の適正化		

	千保川	祖父川	岸渡川
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)
避難勧告	(略)	(略)	(略)
避難指示（緊急）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

る。			
【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川
避難準備・高齢者等避難開始 【レベル3】 高齢者等避難	(略)	(略)	(略)
	・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
避難勧告 【レベル4】 避難指示	(略)	(略)	(略)
	・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
【レベル5】 緊急安全確保	・水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想されるとき。 ・破堤・越水を確認したとき。 ・大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。		
(略)	(略)		
【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川
【レベル3】 高齢者等避難	・和田川避難判断水位到達情報が発表されたとき (本江水位観測所の水位が3.70m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき)	・横江宮川避難判断水位到達情報が発表されたとき (宮川橋水位観測所の水位が2.60m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき)	・子撫川避難判断水位到達情報が発表された時 (宮島橋水位観測所の水位が4.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき)
	・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
【レベル4】 避難指示	・和田川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき (本江水位観測所の水位が4.30m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき。)	・横江宮川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき (宮川橋水位観測所の水位が3.00m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき)	・子撫川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき (宮島橋水位観測所の水位が4.70m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき。)
	・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
【レベル5】 緊急安全確保	・水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想されるとき。 ・破堤・越水を確認したとき。		



第4 各主体の役割

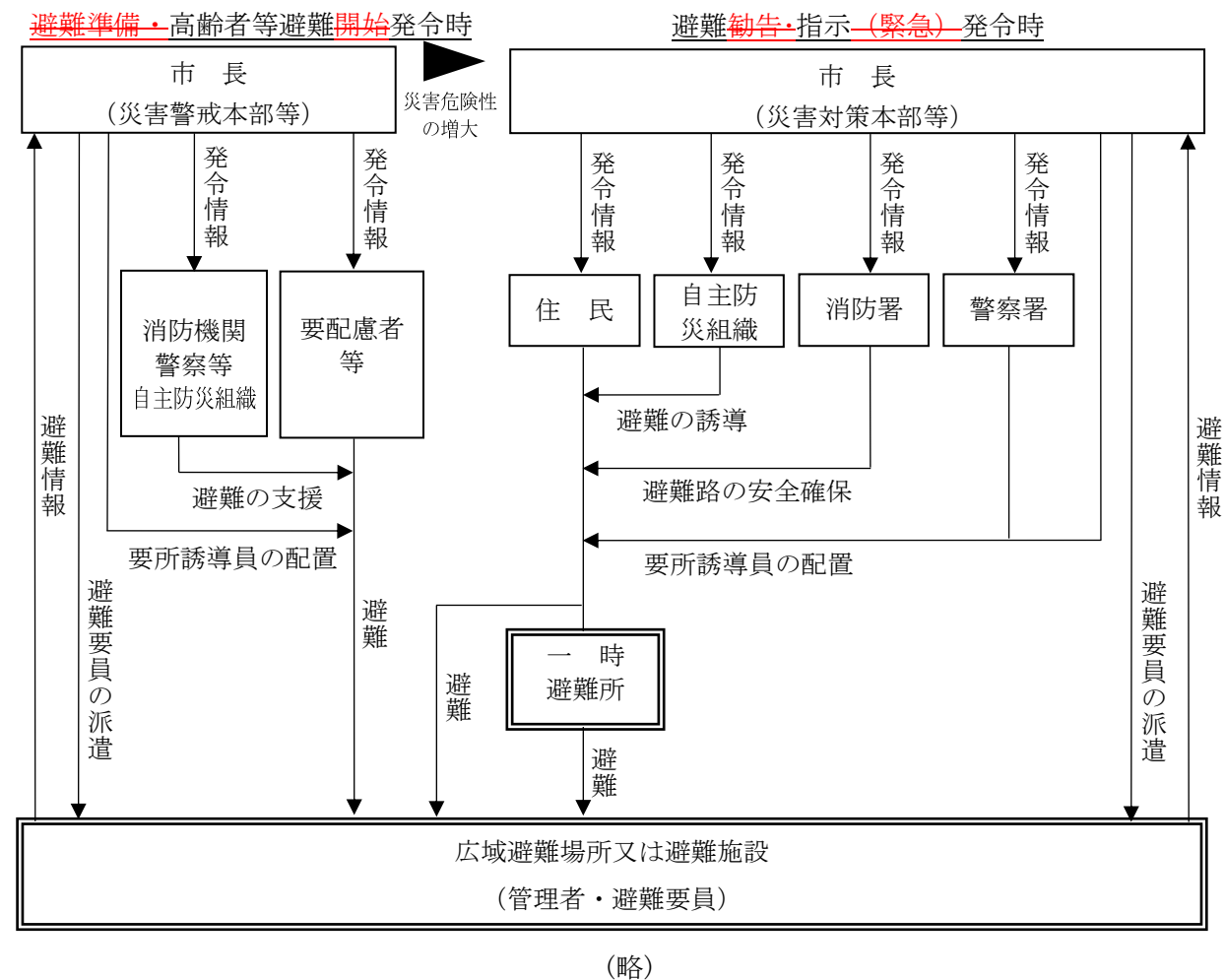
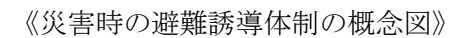
1 市民

- (1) 市民
- ア 災害発生直後の、市及び報道機関等からの情報の収集
- イ 迅速な緊急避難のための警戒体制の整備
- ウ 避難勧告や指示（緊急）等が発表・発令された場合の、迅速な避難
(略)

第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営

(略)

避難所においては、当該地域への避難情報（準備・勧告・指示）発令後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題に応じた運営を行う必要がある。また、避難情報の発令がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれ



第4 各主体の役割

1 市民

- (1) 市民
- ア 災害発生直後の、市及び報道機関等からの情報の収集
- イ 迅速な緊急避難のための警戒体制の整備
- ウ 避難~~勧告や指示~~—(緊急)—等が発表・発令された場合の、迅速な避難
(略)

第 10 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営

(略)

避難所においては、当該地域への避難情報（準備・勧告高齢者等避難・指示）発令後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題に応じた運営を行う必要がある。また、避難情報の発令がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

を受け入れ、必要な支援を行う必要がある。		速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う必要がある。		県地域防災計画の改訂に伴う修正
そのため、避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮することが必要である。		そのため、避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方及び性的少数者の視点等に配慮することが必要である。		
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		(略)		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	避難勧告指示	(略)	
避難指示（緊急）		避難指示（緊急）		
(略)		(略)		
避難勧告等解除		避難勧告指示等解除		
(略)		(略)		
第 1 業務の内容		第 1 業務の内容		
(略)		(略)		
1 避難所の開設		1 避難所の開設		
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)		
(3) 避難所開設の報告		(3) 避難所開設の報告		
市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間等を県（災害対策本部）および地元警察署、消防署等の関係機関に連絡する。		市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間及び開設状況等を適切に県（災害対策本部）および地元警察署、消防署等の関係機関に連絡する。また、開設した避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。		
(4)～(6) (略)		(4)～(6) (略)		
第 11 節 避難所等における防疫保健衛生対策		第 11 節 避難所等における防疫保健衛生対策		
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告		避難勧告		
避難指示（緊急）		避難指示（緊急）		
(略)		(略)		
避難勧告等解除		避難勧告指示等解除		
(略)		(略)		
第 1 業務の内容		第 1 業務の内容		
(略)		(略)		

2 防疫対策 (略) (2) 感染症発生予防対策 市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。 (略) 第 12 節 トイレ利用対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr></table> (略) 第 13 節 ペットの保護対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略) 第 15 節 要配慮者の支援対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		避難勧告等解除	(略)	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告		避難指示（緊急）		(略)		避難勧告等解除	(略)	(略)		避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告	市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認	避難指示（緊急）	市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導	(略)		県地域防災計画の改訂に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																									
避難勧告																										
避難指示（緊急）																										
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
(略)																										
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																									
避難勧告	市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認																									
避難指示（緊急）	市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導																									
(略)																										
2 防疫対策 (略) (2) 感染症発生予防対策 市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。<u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (略) 第 12 節 トイレ利用対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告<u>指示</u>等解除</td><td>(略)</td></tr></table> (略) 第 13 節 ペットの保護対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告<u>指示</u>等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略) 第 15 節 要配慮者の支援対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導 <u>別室、施設への移動</u> <u>避難状況の確認、安否確認</u></td></tr></table>		(略)		避難 勧告 <u>指示</u> 等解除	(略)	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告		避難指示 （緊急）		(略)		避難 勧告 <u>指示</u> 等解除	(略)	(略)		避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認	避難指示 （緊急）	市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導 <u>別室、施設への移動</u> <u>避難状況の確認、安否確認</u>			
(略)																										
避難 勧告 <u>指示</u> 等解除	(略)																									
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)																									
避難勧告																										
避難指示 （緊急）																										
(略)																										
避難 勧告 <u>指示</u> 等解除	(略)																									
(略)																										
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)																									
避難勧告	市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認																									
避難指示 （緊急）	市、報道機関等により情報提供 地域住民による避難所等への退避誘導 <u>別室、施設への移動</u> <u>避難状況の確認、安否確認</u>																									

<table><tr><td>避難勧告等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		避難勧告等解除		(略)		<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		避難 勧告指示 等解除		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正						
避難勧告等解除																				
(略)																				
(略)																				
避難 勧告指示 等解除																				
(略)																				
第 1 業務の内容 1 情報伝達 要配慮者利用施設への避難勧告等の情報は、防災情報メール、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてケーブルテレビ、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。 (略)		第 1 業務の内容 1 情報伝達 要配慮者利用施設への避難勧告指示等の情報は、防災情報メール、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてケーブルテレビ、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。 (略)																		
第 2 各主体の役割 (略) 4 市 ア 要配慮者及び支援者に対する、避難準備・高齢者等避難開始等の伝達 (略)		第 2 各主体の役割 (略) 4 市 ア 要配慮者及び支援者に対する、避難準備・高齢者等避難開始等の伝達 (略)		災害対策基本法の改正に伴う修正																
第 16 節 心のケア対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		避難勧告等解除		(略)		(略)		第 16 節 心のケア対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		避難 勧告指示 等解除		(略)		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)																				
避難勧告等解除																				
(略)																				
(略)																				
(略)																				
避難 勧告指示 等解除																				
(略)																				
(略)																				
第 17 節 水防活動 (略) 風水害の発生については、ある程度の事前予測が可能であるため、風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、迅速な災害情報の提供とともに、避難のための勧告・指示を行うことが必要である。 <対策の方針（達成目標）> 国、県、市は連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒し、被害の拡大防止に努める。 市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、洪水ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び避難誘導等を実施する。		第 17 節 水防活動 (略) 風水害の発生については、ある程度の事前予測が可能であるため、風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、迅速な災害情報の提供とともに、避難のための勧告・指示を行うことが必要である。 <対策の方針（達成目標）> 国、県、市は連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒し、被害の拡大防止に努める。 市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、洪水ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び避難誘導等を実施する。		災害対策基本法の改正に伴う修正																

(修正した節のみ記載)

		戒レベル5】 緊急安全確保	た状況 ・人的被害の発生した状況 ・災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況	ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	災害対策基本法の改正に伴う修正
第2 各主体の役割		(略)			
3 市		ア 市民に対する避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急）の発令 イ～ウ （略）			
第18節 救急・救助活動		(略)			
第1 業務の内容		(略)			
2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備		ア～イ （略） ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 （ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等） エ～オ （略）			災害対策基本法の改正に伴う修正
第19節 医療救護活動		(略)			
第1 業務の内容		(略)			
2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備		ア～イ （略） ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 （ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等） エ～オ （略）			
第19節 医療救護活動		(略)			
第1 業務の内容		(略)			災害対策基本法の改正に伴う修正
2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備		ア～イ （略） ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 （ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等） エ～オ （略）			
第19節 医療救護活動		(略)			
第1 業務の内容		(略)			
2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備		ア～イ （略） ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 （ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等） エ～オ （略）			

第 20 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
第 21 節 港湾施設の応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
第 1 業務の内容		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
2 市の取り組み		
施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 22 節 道路・河川における障害物除去		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞		
(略)		
緊急通行確保路線の確保は、避難勧告等の解除後 1 日以内に開始する。		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
避難勧告等解除		
(略)		
(略)		

第 20 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
第 21 節 港湾施設の応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
第 1 業務の内容		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
2 市の取り組み		
施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 22 節 道路・河川における障害物除去		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞		
(略)		
緊急通行確保路線の確保は、避難勧告指示等の解除後 1 日以内に開始する。		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
避難勧告指示等解除		
(略)		
(略)		

第 23 節 土砂災害・斜面災害の応急対策		第 23 節 土砂災害・斜面災害の応急対策		
(略)		(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞ 市及び県は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。 また、応急復旧にあたっては、協定を締結している一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に速やかに実施し、安全確保を確認のうえ避難勧告を解除する。 市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、土砂災害ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		＜対策の方針（達成目標）＞ 市及び県は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。 また、応急復旧にあたっては、協定を締結している一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に速やかに実施し、安全確保を確認のうえ避難勧告指示を解除する。 市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、土砂災害ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		災害対策基本法の改正に伴う修正
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
(略)	(略)	(略)	(略)	
避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害危険箇所の警戒	避難準備・ 高齢者等避難 開始	土砂災害 危険箇所警戒区域 の警戒	災害対策基本法の改正に伴う修正
避難勧告		避難勧告		県地域防災計画の改訂に伴う修正
避難指示（緊急）		避難指示 （緊急）		
(略)	(略)	(略)	(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告 指示 等解除	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第 1 業務の内容		第 1 業務の内容		
(略)		(略)		
2 災害の未然防止		2 災害の未然防止		
(略)		(略)		
ア 土砂災害危険箇所の存する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。		ア 土砂災害 危険箇所警戒区域 の存する地域 においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。		県地域防災計画の改訂に伴う修正
イ～ウ （略）		イ～ウ （略）		
エ 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。		エ 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害 危険箇所警戒区域 周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。		県地域防災計画の改訂に伴う修正
(2) 異常を発見した場合の措置		(2) 異常を発見した場合の措置		
(略)		(略)		
イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための 勧告、 指示及び避難誘導等を実施する。		災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正
県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
7 避難勧告・指示（緊急）等の実施		
ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、土砂災害ハザードマップ等に基づき、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
8 避難勧告・指示（緊急）等の解除		災害対策基本法の改正に伴う修正
ア 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難 勧告 <u>指示等</u> の解除を実施する。		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 2 各主体の役割		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
3 市		
ア 土砂災害ハザードマップに基づいた、市民に対する避難のための 勧告 、指示及び避難誘導等の実施		災害対策基本法の改正に伴う修正
イ～ウ (略)		
エ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難 勧告 <u>指示等</u> の解除の実施		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
4 関係機関		県地域防災計画の改訂に伴う修正
(略)		
イ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部による土砂災害 機関箇所警戒区域 の状況調査、安全確保		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 24 節 河川・海岸施設の応急対策		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備 →高齢者等避難 開始 の発表		
避難勧告		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難指示 （緊急）		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難 勧告 <u>指示</u> 等解除		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 1 業務の内容		

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
7 避難勧告・指示（緊急）等の実施		
ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、土砂災害ハザードマップ等に基づき、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための 勧告 、指示及び避難誘導等を実施する。		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
8 避難勧告・指示（緊急）等の解除		災害対策基本法の改正に伴う修正
ア 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難 勧告指示等 の解除を実施する。		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 2 各主体の役割		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
3 市		
ア 土砂災害ハザードマップに基づいた、市民に対する避難のための 勧告 、指示及び避難誘導等の実施		災害対策基本法の改正に伴う修正
イ～ウ (略)		
エ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難 勧告指示等 の解除の実施		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		
4 関係機関		県地域防災計画の改訂に伴う修正
(略)		
イ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部による土砂災害 機関箇所警戒区域 の状況調査、安全確保		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 24 節 河川・海岸施設の応急対策		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備 →高齢者等避難 開始 の発表		
避難勧告		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難指示 （緊急）		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難 勧告指示 等解除		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 1 業務の内容		

(略) 2 災害の未然防止 (略) (2) 異常を発見した場合の措置 (略) イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 (略) 5 住民に対する広報等 (略) 災害により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するとともに、適時、避難勧告を発令する。 (略) 第 2 各主体の役割 (略) 4 市 (略) ウ 市民の安全を確保するための勧告、指示及び避難誘導等の実施 (略) 第 25 節 突風・竜巻災害応急対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr></table> (略) 第 27 節 農地・農業用施設の応急対策 (略) 第 1 業務の内容 1 災害発生直前の対策 (1) 施設の点検、管理 施設管理者は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。 (略)	(略)	避難勧告等解除	(略)	(略) 2 災害の未然防止 (略) (2) 異常を発見した場合の措置 (略) イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための勧告指示及び避難誘導等を実施する。 (略) 5 住民に対する広報等 (略) 災害により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するとともに、適時、避難勧告指示等を発令する。 (略) 第 2 各主体の役割 (略) 4 市 (略) ウ 市民の安全を確保するための勧告指示及び避難誘導等の実施 (略) 第 25 節 突風・竜巻災害応急対策 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr></table> (略) 第 27 節 農地・農業用施設の応急対策 (略) 第 1 業務の内容 1 災害発生直前の対策 (1) 施設の点検、管理 施設管理者は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所警戒区域等の点検、監視を行う。 (略)	(略)	避難 勧告 指示 等解除	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)								
避難勧告等解除	(略)							
(略)								
避難 勧告 指示 等解除	(略)							
	災害対策基本法の改正に伴う修正							
	災害対策基本法の改正に伴う修正							
	災害対策基本法の改正に伴う修正							
	災害対策基本法の改正に伴う修正							
	県地域防災計画の改訂に伴う修正							

第 29 節 公園施設の応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正												
(略)														
発災前後の対応（タイムスケジュール）														
<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>			(略)		避難勧告		避難指示（緊急）		(略)		避難勧告等解除		(略)	
(略)														
避難勧告														
避難指示（緊急）														
(略)														
避難勧告等解除														
(略)														
(略)														
第 30 節 応急住宅対策														
(略)														
発災前後の対応（タイムスケジュール）														
<table><tr><td colspan="2">避難準備・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告		避難指示（緊急）		(略)		避難勧告等解除		(略)		
避難準備・高齢者等避難開始														
避難勧告														
避難指示（緊急）														
(略)														
避難勧告等解除														
(略)														
(略)														
第 31 節 り災証明書発行対策		県地域防災計画の改訂に伴う修正												
(略)														
災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するためには、り災証明が必要となる。														
そのため、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的にり災証明書を迅速に発行する必要がある。														
市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実務体制の整備に努める。また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。														
県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。														
また、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較し														
第 29 節 公園施設の応急対策														
(略)														
発災前後の対応（タイムスケジュール）														
<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		避難勧告		避難指示 （緊急）		(略)		避難 勧告 指示等解除		(略)		
(略)														
避難勧告														
避難指示 （緊急）														
(略)														
避難 勧告 指示等解除														
(略)														
(略)														
第 30 節 応急住宅対策		記載の適正化												
(略)														
発災前後の対応（タイムスケジュール）														
<table><tr><td colspan="2">避難準備・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>			避難準備・ 高齢者等避難 開始		避難 勧告		避難指示 （緊急）		(略)		避難 勧告 指示等解除		(略)	
避難準備・ 高齢者等避難 開始														
避難 勧告														
避難指示 （緊急）														
(略)														
避難 勧告 指示等解除														
(略)														
(略)														
第 31 節 り 罹災証明書発行対策														
(略)														
災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するためには、 り 罹災証明が必要となる。														
そのため、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に り 罹災証明書を迅速に発行する必要がある。														
市は、災害時に り 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や り 罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、 り 罹災証明書の交付に必要な業務の実務体制の整備に努める。また、効率的な り 罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。														
県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。														
また、災害による住家等の被害の程度の調査や り 罹災証明書の交付について、被害の規模と比較														

て被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。		記載の適正化													
<対策の方針（達成目標）> り災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、あらかじめ作成しておいたマニュアルに基づき、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。															
発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>被害認定調査の開始及びり災証明の発行</td></tr></table>			避難準備・高齢者等避難開始		避難勧告		避難指示（緊急）		（略）		避難勧告等解除		（略）		（略）
避難準備・高齢者等避難開始															
避難勧告															
避難指示（緊急）															
（略）															
避難勧告等解除															
（略）															
（略）	被害認定調査の開始及びり災証明の発行														
第 1 業務の内容 （略） 2 被害認定調査準備 ア～ウ （略） エ 被害状況調書、り災証明書等、各種様式の準備 （略） 6 被災台帳の作成 （略） イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、り災証明書を発行する。 7 り災証明の対象 り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋や土地について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、これら以外のものがり災した場合において必要があるときは、り災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。 ア～ウ （略） 8 り災証明を行う者 り災証明は、証明の対象となる市内に所在する家屋・土地に対して、市長が行う。															
して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。		災害対策基本法の改正に伴う修正													
<対策の方針（達成目標）> り罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、あらかじめ作成しておいたマニュアルに基づき、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。															
発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>被害認定調査の開始及びり罹災証明の発行</td></tr></table>			避難準備・ 高齢者等避難開始		避難勧告		避難指示 （緊急）		（略）		避難 勧告指示 等解除		（略）		（略）
避難準備・ 高齢者等避難開始															
避難勧告															
避難指示 （緊急）															
（略）															
避難 勧告指示 等解除															
（略）															
（略）	被害認定調査の開始及び り 罹災証明の発行														
第 1 業務の内容 （略） 2 被害認定調査準備 ア～ウ （略） エ 被害状況調書、り罹災証明書等、各種様式の準備 （略） 6 被災台帳の作成 （略） イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、り罹災証明書を発行する。 7 り罹災証明の対象 り罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋や土地について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、これら以外のものがり罹災した場合において必要があるときは、り罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。 ア～ウ （略） 8 り罹災証明を行う者 り罹災証明は、証明の対象となる市内に所在する家屋・土地に対して、市長が行う。															
記載の適正化															

9　り災証明書の発行 り災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が申請を受け付け、り災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。 第2　各主体の役割 1　市民、事業所・企業 ア　り災証明書の目的の理解 (略) 2　市 ア～エ　(略) オ　り災証明書の発行 (略) 第32節　鉄道等の応急対策 【市災害対策本部】本部事務局、市民生活部、福岡庁舎部 【関係機関】関係団体（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社） (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難準備→高齢者等避難開始</td><td></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td></td></tr><tr><td>避難指示→(緊急)→</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (略) 第33節　報道機関の応急対策 (略) ＜対策の方針（達成目標）＞ 報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知を受け、内容を的確に放送する。 県及び市から避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令とその解除など放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>避難準備・高齢者等避難開始の放送</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>避難勧告の放送</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>避難指示（緊急）の放送</td></tr></table>	(略)		避難準備→高齢者等避難開始		避難勧告		避難指示→(緊急)→		(略)		避難準備・高齢者等避難開始	避難準備・高齢者等避難開始の放送	避難勧告	避難勧告の放送	避難指示（緊急）	避難指示（緊急）の放送	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 機構改変に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正 災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)																	
避難準備→高齢者等避難開始																	
避難勧告																	
避難指示→(緊急)→																	
(略)																	
避難準備・高齢者等避難開始	避難準備・高齢者等避難開始の放送																
避難勧告	避難勧告の放送																
避難指示（緊急）	避難指示（緊急）の放送																
（修正した節のみ記載）																	

(略)	
避難勧告等解除	
(略)	

第 1 各放送機関の災害時の放送

1 災害に関する警報等

(1) 災害に関する警報等の周知

ア 警報等の放送

報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象等に関する注意報、警報、特別警報等とともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）情報等を放送する。

(略)

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が発令された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

(略)

第 2 業務の内容

(略)

2 その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「富山県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。

(略)

第 34 節 ライフライン応急対策（電話）

【実施機関】西日本日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、各防災関係機関

【市災害対策本部】本部事務局

(略)

発災前後の対応（タイムスケジュール）

避難準備・高齢者等避難開始	
避難勧告	
避難指示（緊急）	
(略)	

<table> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>避難勧告<u>指示</u>等解除</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	(略)		避難 勧告 <u>指示</u> 等解除		(略)				
(略)									
避難 勧告 <u>指示</u> 等解除									
(略)									
第 1 各放送機関の災害時の放送									
1 災害に関する警報等 (1) 災害に関する警報等の周知 ア 警報等の放送 報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象等に関する注意報、警報、特別警報等とともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示—(緊急)—情報等を放送する。 (略) ウ 避難指示—(緊急)—、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始 原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が発令された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。 (略)									
第 2 業務の内容									
(略) 2 その他緊急を要する情報の提供 市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「富山県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示—(緊急)—の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。 (略)									
第 34 節 ライフライン応急対策（電話）									
【実施機関】西日本 日本 電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ北陸、K D D I 株式会社、ソフトバンク モバイル 株式会社、各防災関係機関 【市災害対策本部】本部事務局									
(略)									
発災前後の対応（タイムスケジュール）									
<table> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示—(緊急)—</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>		避難準備・ 高齢者等避難 開始		避難勧告		避難指示 —(緊急)—		(略)	
避難準備・ 高齢者等避難 開始									
避難勧告									
避難指示 —(緊急)—									
(略)									
災害対策基本法の改正に伴う修正									
災害対策基本法の改正に伴う修正									
災害対策基本法の改正に伴う修正									
記載の適正化 商号変更									
災害対策基本法の改正に伴う修正									

避難勧告等解除			
(略)			
第 2 業務の内容			
(略)			
2 復旧			
(略)			
(1) 非常用衛星通信装置の使用			
災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。			
(略)			
第 35 節 ライフライン応急対策（電力）			
【実施機関】北陸電力株式会社			
【市災害対策本部】本部事務局			
(略)			
＜対策の方針（達成目標）＞			
北陸電力株式会社高岡支店は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。			
停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。			
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
避難準備・高齢者等避難開始	(略)		
避難勧告	(略)		
避難指示（緊急）	(略)		
(略)			
避難勧告等解除	(略)		
(略)			
(略)			
第 36 節 ライフライン応急対策（ガス）			
(略)			
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
避難準備・高齢者等避難開始	(略)		
避難勧告	(略)		

避難 勧告 指示等解除			
(略)			
第 2 業務の内容			
(略)			
2 復旧			
(略)			
(1) 非常用衛星通信装置の使用			
災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星 携帯電話 通信含む。）を出動させ、通信を確保する。			
(略)			
第 35 節 ライフライン応急対策（電力）			
【実施機関】北陸電力株式会社、 <u>北陸電力送配電株式会社</u>			
【市災害対策本部】本部事務局			
(略)			
＜対策の方針（達成目標）＞			
北陸電力株式会社高岡支店 <u>及び北陸電力送配電富山支社</u> は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。			
停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。			
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)		
避難勧告	(略)		
避難指示 （緊急）	(略)		
(略)			
避難 勧告 指示等解除	(略)		
(略)			
(略)			
第 36 節 ライフライン応急対策（ガス）			
(略)			
発災前後の対応（タイムスケジュール）			
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)		
避難勧告	(略)		

県地域防災計画の改訂に伴う修正

分社化のため

分社化のため

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

分社化のため

分社化のため

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

<table><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難指示（緊急）	(略)	(略)		避難勧告等解除	(略)	(略)		(略)		<table><tr><td>避難指示 （緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難 勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難指示 （緊急）	(略)	(略)		避難 勧告指示 等解除	(略)	(略)		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正				
避難指示（緊急）	(略)																									
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
(略)																										
(略)																										
避難指示 （緊急）	(略)																									
(略)																										
避難 勧告指示 等解除	(略)																									
(略)																										
(略)																										
第 37 節 ライフライン応急対策（上水道）																										
(略)																										
発災前後の対応（タイムスケジュール）																										
<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)	(略)		避難勧告等解除	(略)	(略)		<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難 開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示 （緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難 勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	(略)		避難 勧告指示 等解除	(略)	(略)		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示（緊急）	(略)																									
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
(略)																										
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示 （緊急）	(略)																									
(略)																										
避難 勧告指示 等解除	(略)																									
(略)																										
第 38 節 ライフライン応急対策（下水道）																										
(略)																										
発災前後の対応（タイムスケジュール）																										
<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)	(略)		避難勧告等解除	(略)	(略)		<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難 開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示 （緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難 勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	(略)		避難 勧告指示 等解除	(略)	(略)		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示（緊急）	(略)																									
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
(略)																										
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示 （緊急）	(略)																									
(略)																										
避難 勧告指示 等解除	(略)																									
(略)																										
第 39 節 工業用水道施設の応急対策																										
(略)																										
発災前後の対応（タイムスケジュール）																										
<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)	(略)		避難勧告等解除	(略)	(略)		<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難 開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示 （緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>避難 勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	(略)		避難 勧告指示 等解除	(略)	(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示（緊急）	(略)																									
(略)																										
避難勧告等解除	(略)																									
(略)																										
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)																									
避難勧告	(略)																									
避難指示 （緊急）	(略)																									
(略)																										
避難 勧告指示 等解除	(略)																									
(略)																										

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 40 節 危険物等施設の応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
(略)		
第 2 各主体の役割		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
3 市		
ア～イ（略）		
ウ 危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の、避難の勧告又は指示の発令		
(略)		
第 41 節 消火		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始		
避難勧告		
避難指示（緊急）		
(略)		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 2 消防機関の活動		
(略)		
3 消防団の活動		
(1)～(4)（略）		
(5) 避難方向の指示		
避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。		
(略)		
(略)		
(略)		

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 40 節 危険物等施設の応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備 ・高齢者等避難 開始		
避難勧告		
避難指示 （緊急）		
(略)		
(略)		
第 2 各主体の役割		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
3 市		
ア～イ（略）		
ウ 危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の、避難の 勧告又は 指示の発令		
(略)		
第 41 節 消火		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備 ・高齢者等避難 開始		
避難勧告		
避難指示 （緊急）		
(略)		
(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 2 消防機関の活動		
(略)		
3 消防団の活動		
(1)～(4)（略）		
(5) 避難方向の指示		
避難 勧告指示 等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。		
(略)		
(略)		
(略)		

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 42 節 林野火災応急対策		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞ (略) 林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。		
(略)		
第 1 業務の内容		
(略)		
3 避難・誘導		
(略)		
(2) 住民の避難		
市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。		
(略)		
第 43 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部		
【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業廃棄物協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー事業協同組合、自治会、自主防災組織）		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
	(略)	
避難勧告等解除	(略)	
	(略)	
(略)		
第 2 風水害に伴う廃棄物処理		
2 共通事項		

(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
第 42 節 林野火災応急対策		
(略)		
＜対策の方針（達成目標）＞ (略) 林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難勧告指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。		
(略)		
第 1 業務の内容		
(略)		
3 避難・誘導		
(略)		
(2) 住民の避難		
市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難 勧告指 示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。		
(略)		
第 43 節 廃棄物処理・防疫対策		
【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部		
【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業 廃棄物 資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー事業協同組合、自治会、自主防災組織）		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)	
避難 勧告 指示等解除	(略)	
	(略)	
(略)		
第 2 風水害に伴う廃棄物処理		
2 共通事項		

(略) イ 災害廃棄物処理計画の見直し (略) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業社、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。 ウ～カ (略) (略) 5 広域的な支援・協力の確保 市は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、市による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、一般社団法人産業廃棄物協会及び一般社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。 (略) 第3 防疫・保健衛生対策 (略) 1 保健衛生対策 厚生センターと連携し、「災害時の保健活動マニュアル」（平成 27 年 3 月）に基づき、避難施設等の衛生状態を良好に保つとともに、り災者の健康状況の把握やり災に伴う健康障害の予防を行い、り災者自らが健康な生活を送ることができるよう支援する。 (1) 巡回健康相談・保健指導 市は厚生センターと連携し、保健師等の避難施設、り災地区、仮設住宅への巡回を実施し、健康相談を行う。 (ア)～(カ) (略) (2) 避難施設等の生活環境の整備 市は、避難施設、仮設住宅等におけるり災者の次の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。 (ア)～(コ) (略) (略) 3 食品衛生監視 (略) (3) 食品関係施設の衛生確保 り災施設・設備の監視指導や自動車による営業等に対する監視指導のほか、公益社団法人日本	(略) イ 災害廃棄物処理計画の見直し (略) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業社、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。<u>加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u> ウ～カ (略) (略) 5 広域的な支援・協力の確保 市は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、市による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、一般社団法人産業廃棄物<u>資源循環</u>協会及び一般社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。 (略) 第3 防疫・保健衛生対策 (略) 1 保健衛生対策 厚生センターと連携し、「災害時の保健活動マニュアル」（平成 27 年 3 月）に基づき、避難施設等の衛生状態を良好に保つとともに、り<u>罹</u>災者の健康状況の把握やり<u>罹</u>災に伴う健康障害の予防を行い、り<u>罹</u>災者自らが健康な生活を送ることができるよう支援する。 (1) 巡回健康相談・保健指導 市は厚生センターと連携し、保健師等の避難施設、り<u>罹</u>災地区、仮設住宅への巡回を実施し、健康相談を行う。 (ア)～(カ) (略) (2) 避難施設等の生活環境の整備 市は、避難施設、仮設住宅等におけるり<u>罹</u>災者の次の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。 (ア)～(コ) (略) (略) 3 食品衛生監視 (略) (3) 食品関係施設の衛生確保 り<u>罹</u>災施設・設備の監視指導や自動車による営業等に対する監視指導のほか、公益社団法人日	県地域防災計画の改訂に伴う修正 組織名改称のため 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

食品衛生協会の協力も得て、営業施設等について食品衛生相談も行う。		本食品衛生協会の協力も得て、営業施設等について食品衛生相談も行う。		
(略)		(略)		
第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給		
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備 ・高齢者等避難 開始	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)		(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
第 46 節 義援金の受入れ・配分		第 46 節 義援金の受入れ・配分		
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備 ・高齢者等避難 開始	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)		(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
第 2 業務の内容		第 2 業務の内容		
(略)		(略)		
3 義援金の配分		3 義援金の配分		
(略)		(略)		
(2) 市義援金配分委員会の構成		(2) 市義援金配分委員会の構成		記載の適正化
副市長、経営企画部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。		副市長、 経営企画 市長政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。		
(略)		(略)		
第 47 節 輸送		第 47 節 輸送		
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備 ・高齢者等避難 開始	(略)	災害対策基本法の改正に伴う修正

<table><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)		(略)	避難勧告等解除	(略)		(略)	<table><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)		(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)		(略)	
避難勧告	(略)																					
避難指示（緊急）	(略)																					
	(略)																					
避難勧告等解除	(略)																					
	(略)																					
避難勧告	(略)																					
避難指示 （緊急）	(略)																					
	(略)																					
避難 勧告指示 等解除	(略)																					
	(略)																					
第 3自動車による緊急輸送に必要な手続き (略) (2) 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の範囲 (略) ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 イ～ケ (略) (略)																						
第 6緊急交通路の確保 (略) 3 緊急航空路の確保 災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部航空班は、ヘリコプターの運航状況や場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター運航管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。 (略)																						
第 48 節災害警備措置及び行方不明者の捜索 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)			避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示（緊急）	(略)		(略)	避難勧告等解除	(略)		(略)								
避難準備・高齢者等避難開始	(略)																					
避難勧告	(略)																					
避難指示（緊急）	(略)																					
	(略)																					
避難勧告等解除	(略)																					
	(略)																					
第 49 節遺体の捜索、保護・埋葬・火葬																						

<table><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)		(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)		(略)	<table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)	避難準備 ・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)		(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)		(略)	
避難勧告	(略)																							
避難指示 （緊急）	(略)																							
	(略)																							
避難 勧告指示 等解除	(略)																							
	(略)																							
避難準備 ・ 高齢者等避難 開始	(略)																							
避難勧告	(略)																							
避難指示 （緊急）	(略)																							
	(略)																							
避難 勧告指示 等解除	(略)																							
	(略)																							
第 3自動車による緊急輸送に必要な手続き (略) (2) 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の範囲 (略) ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 イ～ケ (略) (略)																								
第 6緊急交通路の確保 (略) 3 緊急航空路の確保 災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。 このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの運航状況や場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター運航動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。 (略)																								
第 48 節災害警備措置及び行方不明者の捜索 (略) 発災前後の対応（タイムスケジュール） <table><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難指示（緊急）</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>避難勧告指示等解除</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table> (略)			避難準備 ・ 高齢者等避難 開始	(略)	避難勧告	(略)	避難指示 （緊急）	(略)		(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)		(略)										
避難準備 ・ 高齢者等避難 開始	(略)																							
避難勧告	(略)																							
避難指示 （緊急）	(略)																							
	(略)																							
避難 勧告指示 等解除	(略)																							
	(略)																							
第 49 節遺体の捜索、保護・埋葬・火葬																								

災害対策基本法の改正に伴う修正

「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠
字句修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

(略)		(略)		災害対策基本法の改正に伴う修正
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)		(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
第 50 節 学校等における応急対策		第 50 節 学校等における応急対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
	(略)		(略)	
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)		(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
第 51 節 児童生徒の心のケア対策		第 51 節 児童生徒の心のケア対策		災害対策基本法の改正に伴う修正
(略)		(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		発災前後の対応（タイムスケジュール）		
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	避難準備・ 高齢者等避難 開始	(略)	
避難勧告	(略)	避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	避難指示 （緊急）	(略)	
	(略)		(略)	
避難勧告等解除	(略)	避難 勧告指示 等解除	(略)	
	(略)		(略)	
(略)		(略)		
第 52 節 文化財応急対策		第 52 節 文化財応急対策		
(略)		(略)		

発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 55 節 災害救助法による救助		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 53 節 商工業応急対策		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	
避難勧告	(略)	
避難指示（緊急）	(略)	
(略)		
避難勧告等解除	(略)	
(略)		
(略)		
第 54 節 ボランティアとの協働		
(略)		
発災前後の対応（タイムスケジュール）		災害対策基本法の改正に伴う修正
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	

避難準備・高齢者等避難開始	(略)
避難勧告	(略)
避難指示（緊急）	(略)
	(略)
避難勧告等解除	(略)

(略)

第 3 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 被災者の生活再建支援

(略)

第 1 業務の内容

(略)

3 応急金融対策

(略)

(1) 通貨の供給の確保

日本銀行富山支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

(略)

(2) 金融上の措置

ア 金融上の措置の要請

(ア) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務局は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。

(イ) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。

イ 金融措置に関する広報

財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務局は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(略)

6 住宅対策

(略)

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

避難準備・ 高齢者等避難開始	(略)
避難勧告	(略)
避難指示 （緊急）	(略)
	(略)
避難 勧告 指示等解除	(略)

(略)

第 3 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 被災者の生活再建支援

(略)

第 1 業務の内容

(略)

3 応急金融対策

(略)

(1) 通貨の供給の確保

日本銀行富山~~支店~~事務所は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

(略)

(2) 金融上の措置

ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

(ア) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山~~事務局~~事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）又は金融機関団体に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(イ) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

イ 金融上の措置の実施等に関する広報

財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山~~事務局~~事務所は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請した~~ことについて、~~とき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

(略)

6 住宅対策

(略)

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害対策基本法の改正に伴う修正

記載の適正化

日銀防災業務計画の内容に沿う修正

記載の適正化

記載の適正化

日銀防災業務計画の内容に沿う修正

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。					
8 公共料金の特例措置 (略) (2) 電信電話事業 ア 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。 (略)	記載の適正化				
第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援 (略) <達成目標> (略) 今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウについて他の被災自治体から提供を受けるようにする。					
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 (略)					
5 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 支給対象世帯 ア 居住する住宅が「全壊」した世帯 イ 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (3) 支給金額 (略) イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅</td></tr></table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅	災害対策基本法の改正に伴う修正
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅		

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。					
8 公共料金の特例措置 (略) (2) 電信電話事業 ア 避難勧告<u>指示</u>等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告<u>指示</u>の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。 (略)	記載の適正化				
第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援 (略) <達成目標> (略) 今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウについて他の被災自治体から提供を受けるようにする。					
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 (略)					
5 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 支給対象世帯 ア 居住する住宅が「全壊」した世帯 イ 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） <u>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u> (3) 支給金額 (略) イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅</td></tr></table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅		

			以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円
(略)			
(4) 支援金の支給申請			
年収等の要件	支給限度額		
	複数世帯	単身世帯	
(年収) ≤500 万円 の世帯	300 万円	225 万円	
500 万円< (年収) ≤700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要支援世帯	150 万円	112.5 万円	
700 万円< (年収) ≤800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要支援世帯			
(注) 要支援世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを含む世帯			
(略)			
8 失業者（休業者）の生活の安定対策等			
(略)			
(4) 離職者に対する生活資金の支援			
(略)			
イ 離職者支援資金の融資			
失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。			
(7) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者			
① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること			
② 生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること			
③ 生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること			
④ 生計中心者が離職の日から 2 年（特別な場合は 3 年）を超えていないこと			
⑤ 生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと			
(イ) 貸付期間 貸付を希望する月から 12 月以内の期間			

			以外)
支給額	200 万円 (中規模半壊の場合は 100 万円)	100 万円 (中規模半壊の場合は 50 万円)	50 万円 (中規模半壊の場合は 25 万円)
(略)			
(4) 支援金の支給申請			
(申請窓口) 市町村			
(申請時の添付書面) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等			
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等			
(申請期間) 基礎支援金：災害発生日から 1 3 月以内			
加算支援金：災害発生日から 3 7 月以内			
年収等の要件	支給限度額		
	複数世帯	単身世帯	
(年収) ≤500 万円 の世帯	300 万円	225 万円	
500 万円< (年収) ≤700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要支援世帯	150 万円	112.5 万円	
700 万円< (年収) ≤800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要支援世帯			
(注) 要支援世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを含む世帯			
(略)			
8 失業者（休業者）の生活の安定対策等			
(略)			
(4) 離職者に対する生活資金の支援			
(略)			
イ 離職者総合支援資金の融資			
失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。			
(7) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者			
① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること			
② 生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること			
③ 生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること現に住居を有していること			

	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

制度改定に伴う修正

ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。 ① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降 ② 就職した日の属する月の翌々月以降 (ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額10万円 (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の捨て期間経過後、7年以内 (オ) 利率 年3%。ただし据置期間中は無利子 (カ) 取扱窓口 社会福祉協議会 (略) 12 住宅金融支援機構（災害復興住宅融資の貸付） (略) <table><tr><th>貸付対象</th><th>貸付限度額</th><th>貸付条件</th></tr><tr><td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者 ※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> (略) 第3節 公共施設等災害復旧対策 (略) 4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 (略) (1) 指定区間外の国道 指定区間外の国道において、工事が高度の技術が要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (2) 重要物流道路等	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者 ※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる	(略)	(略)	(略)			<u>又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること</u> ④ <u>生計中心者が離職の日から2年（特別な場合は3年）を超えていないこと実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めるが見込まれ償還を見込めること</u> ⑤ <u>生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと</u> (イ) 貸付期間 <u>貸付を希望する月から12月以内の期間</u> ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。原則3月以内 <u>（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）</u> ① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降 ② 就職した日の属する月の翌々月以降 (ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額40<u>15</u>万円 (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の捨て期間経過後、7<u>10</u>年以内 (オ) 利率 年3.1<u>5</u>%。ただし据置期間中は保証人がいれば無利子 (略) 12 住宅金融支援機構（災害復興住宅融資の貸付） (略) <table><tr><th>貸付対象</th><th>貸付限度額</th><th>貸付条件</th></tr><tr><td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り<u>罹</u>災証明書」の発行を受けた者 ※「り<u>罹</u>災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り<u>罹</u>災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> (略) 第3節 公共施設等災害復旧対策 (略) 4 特定大規模災害時における代行制度の活用等 (略) (1) <u>指定区間外の国道</u><u>県管理道路及び市町村道</u> 指定区間外の国道、<u>県管理道路及び市町村道</u>において、工事が高度の技術が要する場合、又は<u>は</u>高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 (2) 重要物流道路等	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「 り <u>罹</u> 災証明書」の発行を受けた者 ※「 り <u>罹</u> 災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「 り <u>罹</u> 災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる	(略)	(略)	(略)			記載の適正化
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																		
住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者 ※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる	(略)	(略)																		
(略)																				
貸付対象	貸付限度額	貸付条件																		
住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「 り <u>罹</u> 災証明書」の発行を受けた者 ※「 り <u>罹</u> 災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修のみ対象〕 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「 り <u>罹</u> 災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる	(略)	(略)																		
(略)																				

重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事に ついては、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を 行う。 (3) 県管理河川 (略)	重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事に ついては、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を 行う。 (32) 県管理河川 (略)	道路法等の一部改正による修正
---	--	----------------